

## 第2部 予防・減災計画

- 第1章 日野市の水害予防・減災対策
- 第2章 水防に関する調査研究計画
- 第3章 河川防災計画
- 第4章 雨水施設整備計画
- 第5章 都市施設対策

第2部は、予防・減災計画として、災害が発生する前の対策として、本市に必要な災害予防・減災策を示したものである。





## 第1章 日野市の水害予防・減災対策

### 第1節 総合的治水対策の推進

総合的治水対策については、震災編 第2部 第1章 第7節「総合的治水対策」を準用する。

### 第2節 水防・土砂災害警戒体制の整備

水防・土砂災害警戒体制については、震災編 第2部 第9章 「水防・土砂災害警戒体制の整備」を準用する。

### 第3節 浸水対策及び要配慮者利用施設の避難対策

市（高齢福祉課、障害福祉課、保育課、子育て課）

#### 1. 浸水想定区域の指定及び想定される水深の公表（国土交通省）

○ 国は、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係区市町村長に通知している。

【公表済河川（関東地方整備局管理区間）】

河川名	策定年月日	前提となる計画降雨
多摩川	平成14年2月28日指定・公表	多摩川流域、石原地点上流域の2日間総雨量457ミリメートル
浅川	平成17年7月7日指定・公表	

※ 概ね200年に1回程度起こる大雨が降ったことにより、多摩川及び浅川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたもの。

#### 2. 浸水予想区域図の作成及び予想される水深の公表（都市型水害対策連絡会）

○ 都及び市で構成される都市型水害対策連絡会は、河川や下水道施設の能力を大きく上回る降雨によって予想される浸水区域や浸水を示す「浸水予想区域図」を作成している。

河川名	区域図名称	策定年月日	前提となる計画降雨
谷地川	浅川圏域、大栗川及び三沢川流域浸水予想区域図	平成20年3月4日	平成12年9月に発生した東海豪雨 (総雨量589ミリメートル、時間最大雨量114ミリメートル)
程久保川			

### 3. 洪水ハザードマップの作成と公表の推進

- 日野市防災会議は、これらの浸水想定区域及び浸水予想の公表を受けて、「洪水ハザードマップ」の作成及び日野市公式ホームページによる公表を行った。(平成18年3月)  
 (資料第60「洪水ハザードマップ」参照)

### 4. 浸水想定区域等における要配慮者利用施設の避難確保の措置

- (1) 水防法第15条に基づき、市は、浸水想定区域等の指定により、市地域防災計画において、次に掲げる事項について定める。
- ① 洪水予報等の伝達方法
  - ② 指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
  - ③ 浸水想定区域内に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する必要があると認められる者が利用する施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (2) (1)③の施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう、市は、洪水予報等の伝達について、当該施設へ電話、FAX、防災無線その他の手段により連絡する。なお、具体的な洪水予報等の伝達については、別に手順書で定めるとともに、該当施設と平常時から連絡訓練等を定期的実施する。

【浸水想定区域内の要配慮者利用施設（水防法第15条第1項第3号の施設）】

施設名	住所
<b>保育園(認証保育所、私立含む)</b>	
あらい保育園	新井842-6
ひらやま保育園	東平山1-7-13
みなみだいら保育園	平山4-20-1
至誠第二保育園	日野1183-3
至誠あずま保育園	日野1321-1
つくしんぼ保育園	南平5-8-2
栄光保育園南平分園	南平7-18-28
万願寺保育園	万願寺2-31-8
至誠いしだ保育園	万願寺1-22-1
たかはた北保育園	高幡507-3
第二暁愛児園	栄町1-43-3 1F

<b>幼稚園</b>	
第四幼稚園	石田431-6

施設名	住所
<b>児童館・学童クラブ</b>	
みなみだいら児童館ぷらねっと	南平6-12-113
たきあい学童クラブ	西平山2-3-1
四小学童クラブ・四小あおぞら学童クラブ	石田430
じゅんとく学童クラブ	高幡402
<b>障害者施設</b>	
東京都日野療護園	落川245-1
地域生活支援センターゆうき (たんぼぼたかはたセンター/ワーク) (ヴィレッジたんぼぼ)	高幡864-15
すずかけの家	南平4-11-22
里山耕房くらさわ	万願寺4-14-14 シャトル藤
ケアホームとものにこ	万願寺3-36-18
一里塚	万願寺3-34-17
わんど	万願寺6-22-5
つぐみ	万願寺6-44-1
ののか	南平4-11-18
七生生活寮	南平5-3-39
第2こばと寮	石田329-11
生活寮もぐさ	落川1431-68
ちいハウス	落川146-40

<b>高齢者施設</b>	
特別養護老人ホーム マザアス日野	万願寺1-16-1
介護老人保健施設 サルビア	万願寺1-18-1
介護老人保健施設 ロベリア	万願寺1-13-4
グループホームにんじん・万願寺 (デイホームにんじん・万願寺)	万願寺6-22-6
特別養護老人ホーム 浅川苑	高幡864-4
介護老人保健施設 カトレア	日野本町6-3-17
小規模多機能ホーム日野	日野1451-1
グループホームびあそん	西平山3-2-4
友遊ケアセンター	西平山2-2-15

## 第4節 洪水等予報対策

市（総務部防災安全課）  
関係機関（都建設局）

### 1. 洪水予報等の市長への通知

- 洪水予報及び特別警戒水位到達情報は、これまで国土交通大臣又は都知事から水防管理者等に通知されることになっていたが、水防法の改正により、水防管理者でない関係市町村にも直接通知されることとなった。（平成25年7月11日施行）

### 2. 気象等の特別警報発表

- 気象庁では、平成25年8月30日から、新たに特別警報の運用を開始し、大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮の各特別警報の発表等については、通常の伝達経路に加え、都道府県や市町村へ電話やメールで知らされることとなった。
- 特別警報が発表になった場合、市民への迅速な周知活動は、市の義務となった。

【気象業務法第13条、国土交通省設置法】

（例規・基準第27「気象注意報・警報の種類・発表基準」参照）

### 3. 市民への情報の提供

- 洪水等の危険が予想される際に、迅速かつ的確な判断を下せるよう、国や気象庁、都等から、上記1、2のように提供されるため、市は、市民への迅速な情報提供を行う必要がある。
- 気象情報会社から収集した気象情報等も活用し、市民からの通報や気象情報の問い合わせの窓口の充実を図る。

### 4. 避難体制の整備・確立

#### （1）防災拠点施設の現状の点検及び浸水時における対策

- 水災対策の要である防災拠点施設が、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

#### （2）資器材、物資の備蓄

- 水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用、配給できるよう体制を点検し、充実させる。

#### （3）迅速かつ的確な情報収集及び伝達

- 洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応を図るため、正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、市は、防災関係機関と連携を図り、情報交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制を作る。
- 要配慮者利用施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実に行う。
- 避難勧告発令等の基準を設定するには、都市河川の特性を考慮して、①準備情報の通知又は警告の基準、②勧告の基準、③指示の基準の3段階に分けて情報を提供するなど、市民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準を作り運用する。

## 第5節 大規模盛土造成地対策

市（まちづくり部）

関係機関（都都市整備局）

- 宅地造成等規制法は、宅地造成に伴い、災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を、宅地造成工事規制区域として指定し、この区域内における宅地造成工事には、技術的基準に従った造成を確保するため、都知事の許可及び工事完了検査を義務付けており、必要な指導・監督を行うとともに、宅地の所有者等に対しても宅地保全の努力義務を課している。

## 第6節 雪害対策

市（全部、課）

関係機関（日野警察署、日野消防署、ライフライン事業者等）

- 雪害対策に関しては地理的に発生頻度が少なかったことから、十分な体制づくりを構築していなかったが、平成26年2月に発生した記録的な大雪による雪害を教訓に、早期から気象情報等を注視しつつ、最悪の事態を想定し、市民の安全と安心を確保するため、下記の課題の解決を図る。

### 1. 雪害対策の課題

- （1）除雪マニュアルの整備（幹線道路、生活道路等）
- （2）除雪資器材等の整備（チェーン、タイヤ、四輪駆動車、除雪用重機等含む）
- （3）日野市災害対策協力会等への協力要請の基準・方法
- （4）路面凍結への対応
- （5）消火栓等の除雪対応
- （6）農業被害等への対応・対策
- （7）地域防災力の向上（高齢社会に対応した地域生活道路の除雪担い手による協力体制の確保など）



## 第2章 水防に関する調査研究計画

### 第1節 水防に関する調査研究計画

関係機関（防災関係機関）

#### 1. 災害危険箇所等に関する調査

○ 各防災関係機関は、毎年市防災会議が指定する期日までに次の事項について調査報告する。

##### （1）危険箇所の把握

○ 災害において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるようにあらかじめ災害危険箇所を把握・点検する。

- ① 浸水、冠水のおそれのある地域
- ② 地滑り、崖崩れのおそれのある場所

##### （2）事業の実施計画

○ 当該年度実施予定の防災対策事業計画について、とりまとめて報告する。

##### （3）報告

① 各防災関係機関における危険箇所の調査及び事業計画は、市防災会議事務局（総務部防災安全課）に報告する。

（資料第39「土砂災害危険箇所」参照）

（資料第40「東京の液状化予想図」参照）

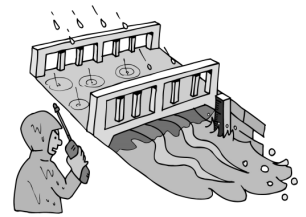
（資料第62「重要水防箇所図（多摩川、浅川）」参照）

（資料第63「重要水防箇所一覧（多摩川、浅川）（日野市抜粋）」参照）

（例規・基準 第26「重要水防箇所指定基準」参照）



## 第3章 河川防災計画



### 第1節 施設の整備

#### 1. 施設の現況

- 本市には、北部の市境に沿って流れる多摩川と市の中央を西から東に流れる浅川をはじめ、谷地川、程久保川及び根川の5つの河川がある。

水系	種別	河川名	管理者
多摩川	一級河川	多摩川	国土交通大臣
	一級河川	浅川	国土交通大臣
	一級河川	谷地川	東京都知事
	一級河川	程久保川	東京都知事
	準用河川	根川	日野市長

#### 2. 事業計画

- 市の総合的な治水対策として、当面の目標である1時間50mm程度の降雨に対応できる治水安全度を確保するため、国、東京都と連携し、種々の施策を策定し、その推進に努める。

#### 3. 洪水ハザードマップ等の作成・公表

- 国が作成した「浸水想定区域図」により、水防管理者である日野市が市域の河川等の「洪水ハザードマップ」を作成し公表している。
- 洪水ハザードマップは、浸水想定区域や浸水深、また、避難場所・避難ルートなどを、住民に分かりやすく示したもので、事前情報の提供手段の一つであり、市民の迅速かつ円滑な避難行動や危機管理意識の高揚に役立つ有効な手段である。
- 平成17年度には、紙ベースでのマップを全戸配布した。
- 平成21年6月に改訂版を作成し、現在はホームページ、広報で公表している他、新規転入者及び希望者に対し配布している。
- 市は、今後も市民が事前に災害危険や対応方法などを認識できるよう啓発に取り組む。

【洪水ハザードマップに今後盛り込むことを検討する内容】

内容	活用
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浸水実績、浸水想定区域及び浸水深</li> <li>○ 指定緊急避難場所</li> <li>○ 避難ルート</li> <li>○ 危険箇所(道路冠水常襲箇所など)</li> <li>○ 要配慮者利用施設(病院、福祉施設、学校等)</li> <li>○ 防災関係機関(市庁舎、ライフライン管理者、報道関係等)</li> <li>○ 防災関係施設(水防倉庫等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民に事前配布し、日常から防災意識の高揚、水害時の避難行動の迅速かつ円滑化を図る。</li> <li>○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難勧告等発令、避難誘導等を支援する。</li> <li>○ 土地利用の誘導、住まい方・建築様式などの判断材料とし、耐水型まちづくりの基礎資料の一つとして活用する。</li> </ul>

**(1) 防災上の課題の検討・整理**

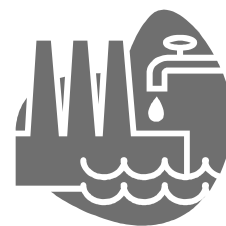
- 洪水ハザードマップ作成の検討過程から明らかになった防災上の課題を抽出・整理する。例えば、避難手段、指定緊急避難場所、避難ルート、情報伝達体制、伝達手段、避難行動要支援者の避難、ライフラインなどに関する課題を整理する。

**(2) 洪水ハザードマップの普及・啓発**

- 市は、作成した洪水ハザードマップが有効に活用されるよう、市民に対して速やかに公表・配布するなど、積極的に普及啓発する。

**(3) 水防計画、地域防災計画等への活用**

- 市は、作成した洪水ハザードマップを活用し、浸水想定区域内の地下空間や要配慮者が利用する施設等の名称、所在地を把握する。



## 第4章 雨水施設整備計画

### 第1節 雨水

#### 1. 雨水施設整備計画及び概要

- 雨水に係る日野市公共下水道の全体計画は、「下水道施設計画・設計指針と解説」((公社)日本下水道協会)に基づき、平成36年度の市街地の状況を想定して策定している。
- 全体計画では計画対象区域は汚水と同様2,397ヘクタールとし、時間最大降雨量50mm/hrを計画降雨とする管きょ施設の位置や規模を定めている。
- 現在、計画対象区域2,397ヘクタールのうち、969.5ヘクタールの区域について、東京都から平成27年度まで下水道事業の許可を受けて事業進行中である。
- 日野市は、雨水排除にとっては比較的良好な地形のため、全排水区とも自然流下による放流が可能である。  
(「日野市 下水道プラン(平成24年3月)」を一部転載)

#### 2. 雨水整備状況

- 日野市の下水道による雨水整備事業は、市域に降った雨を河川に排水するまでの管きょ整備を役割としている。
- 雨水整備は、一般的に浸水区域又は浸水予想区域に対して実施するもので、日野市は、浸水被害が比較的に多発している浅川左岸地域について、集中的に雨水整備事業を推進している。  
(土地区画整理事業との同時施工を図っている)

【日野市の雨水整備状況】

(平成24年度末現在)

幹線整備率(整備済延長/全体計画延長)	86.8%
面整備率(整備済面積/全体計画面積)	26.3%

※幹線整備：排除面積20ヘクタール以上の雨水を排除する大規模な雨水管きょ整備を示す。

※面整備：排除面積20ヘクタール未満の雨水を排除する小規模な雨水管きょ整備を示す。

### 3. 浸水対策の課題

- 日野市が雨水整備を本格的に始めたのは、昭和39年度からである。
- 公共下水道としての雨水整備は平成3年度から着手し、現在も継続実施している。
- 現在では、浸水被害は以前に比べ減少しているが、近年でも依然として浸水は発生している。特に平成20年8月29日の降雨では、床下浸水に止まらず床上浸水に至る被害も発生した。
- この日の降雨量は、日野市公共下水道の計画降雨量である時間最大降雨量50mm/hrを超える51.5mm/hrで、総降水量が少ない(132mm)にも関わらず時間最大降雨量が大きい、全国的に近年多発している集中豪雨であった。
- 浸水対策の課題としては、計画降雨量以下の降雨時の浸水被害解消と計画降雨量を超える超過降雨への対応を図っていくことが挙げられる。

(「日野市 下水道プラン(平成24年3月)」を一部転載)

## 第5章 都市施設対策



### 第1節 ライフライン施設

#### 1. 電気施設（東京電力）

○ 電気施設の防災計画として、水害対策、強風対策、雪害対策、雷害対策等を実施する。

##### （1）水害対策

設備名	実施事項	
送電設備	架空電線路	土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。
	地中電線路	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策
	変電施設	浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付等を行うが、建築物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。 また、屋外機器は基本的事業にかさ上げを行うが、かさあげ困難な場合は、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

##### （2）強風対策

設備名	実施事項
送電設備 配電設備	各施設とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による強風対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

##### （3）雪害対策

設備名	実施事項
送電設備	鉄塔にはオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は耐張型にするとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。着雪しやすい地域の電力線及び架空地線には難着雪対策（リング等）を施す。 また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努める。
配電設備	配電線の太線化、縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取り付け、難着雪電線の使用等を行うとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。

#### (4) 雷害対策

設備名	実施事項
送電設備	気象通報等により、雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。